学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）について

１．趣旨

○　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「法」という。）第33条第５項第１号において、申請従事者が日本国籍を有する場合の犯罪事実確認書の交付申請における必要書類として、申請従事者の本籍等の本人特定情報に関する事項として内閣府令で定めるもの（以下「本籍等」という。）が記載され又は記録された全ての戸籍抄本等を提出することとしているところ、刑法第41条に定める責任年齢により、14歳未満の者が行った行為によって当該者が特定性犯罪事実該当者になることは想定されないこと等から、対象従事者が 14 歳以上である場合には、０歳から 14 歳未満であった期間のみに係る戸籍抄本等については、提出を省略することができることとするもの。

○　また、法第 33 条第５項第２号において定める、申請従事者が日本の国籍を有しない場合の犯罪事実確認書の交付申請における必要書類についても、上記同様の取扱いができることとするもの。

２．改正内容

○　本籍等については、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第104 号。以下「施行規則」という。）第 33 条第４項各号において規定しているところ、同項について、申請従事者が 14 歳以上である場合においては、申請従事者が０歳から 14 歳未満であった期間のみに係る戸籍抄本等については、提出を省略することができることとする旨の改正を行うもの。

○　施行規則第 33 条第５項において定める申請従事者が日本の国籍を有しない場合の必要書類についても、同趣旨の改正を行うもの。

３．根拠条項

○　法第33条第５項第１号イ及び同項第２号

４．施行期日等

○　公布日：令和８年11月下旬（予定）

○　施行日：法の施行の日（令和８年12月25日）